

**「少年連盟」**

# **賠償責任保険のご案内**

**東京海上日動火災保険株式会社**

**株式会社 プラニ**

## 「少年連盟」賠償責任保険の概要

この保険は賠償責任保険で、少年連盟行事にて境内地の施設・設備または引率者・指導者(※)の行事遂行に起因して、行事参加中の子供が第三者の物を壊したり、怪我をさせたり、子供に怪我をさせてしまった時など、被保険者(加盟各寺院)が法律上の賠償責任を負わねばならない場合に、被保険者が負担をする賠償金をお支払いする保険です。従って、一般の「傷害保険とは異なり、第三者＝他人、子供に被害を与えた場合の賠償責任保険制度になります。」

下記の要領を熟読いただき、ご留意下さいますようお願いいたします。

(※ 引率者・指導者とは、少年連盟行事の主催者として、行事の運営に携わる開催寺院に所属する方々や委任・選任を受けて行事運営に携わる方々をいいます。)

### 1. 保険期間

平成 29 年 5 月 25 日午後 4 時から平成 30 年 5 月 25 日午後 4 時まで(1 年間)

### 2. 契約者

少年連盟

### 3. 被保険者

少年連盟および加盟各寺院

### 4. 保険金をお支払いする場合

少年連盟行事にて、境内地の施設・設備または引率者・指導者の行事遂行に起因して、行事参加中の子供が第三者の物を壊したり、怪我をさせたり、子供に怪我をさせてしまった時など、被保険者(加盟各寺院)が法律上の賠償責任(修理費・治療費・慰謝料等)を負担することにより被る損害をお支払いします。また、事故発生時に、責任の有無が十分に判明しない初期の段階に於いて、事故現場の保存、写真撮影費用、担当者の派遣費用、被害者へのお見舞いなど、社会通念上妥当なこれらの初期段階の対応を行うことにより負担する費用(初期対応費用)をお支払いします。

※ 法律上の損害賠償責任とは、裁判の確定判決に限らず、当事者間の示談による解決であっても差し支えはありません。ただし、示談の内容は過失の程度、被害の程度、現在の賠償水準に照らし合わせ、妥当性を有することが必要ですので、必ず事前にご連絡下さい。

#### お支払いの対象(例)

- キャンプへ行き、川のそばにテントを張った。前日からの雨による増水のため川の水が溢れ、テントが流され子供が溺死し管理責任を問われた。
- ハイキングの途中で子供が身体の異常を訴えたが、無理に続行させたために子供が重体となった。その後、子供の両親から治療費を請求された。

- 訓練指導中に、子供同士がロープでふざけているのを漫然と見過ごし、安全確保を怠ったため転倒し腕を折ったので管理責任を問われた。
- レクリエーションとしてソフトボールを行っているとき、ボールが付近の家に飛び込みガラスを割った。そのためガラス代を請求された。

(以下は「交差責任担保特約」にて補償される事故例です。)

- A寺院とB寺院の共同開催で、A寺院本堂にて行事を行った際、本堂入口の木製階段の板が外れていたのに気づかず、手伝いに来ていたB寺院の住職が足を踏み外して骨折した。
- 地域の複数の寺院でお花見を催した際、C寺院の住職がバーベキューコンロを倒し、近くにいたD寺院の住職に火傷を負わせた。
- E寺院とF寺院の共同開催で、E寺院本堂で映画鑑賞会を開催した際、F寺院が持ち込んだプロジェクターのコードにE寺院の住職が足を引っ掛けてプロジェクターを倒し、破損させてしまった。

#### 4. 保険金をお支払いできない場合

- ① 引率者・指導者(※1)に法律上の賠償責任の認められない事故
- ② 引率者・指導者に生じた事故(※2)
- ③ 被保険者の貸借・保管・使用する財物に生じた事故
- ④ 自動車の所有・使用・管理に起因する事故

※1 引率者・指導者とは、少年連盟行事の主催者として行事の運営に携わる開催寺院に所属する方々や委任・選任を受けて行事運営に携わる方々をいいます。

※2 交差責任担保特約に於いての事故の場合は、補償の対象となります。

#### てん補される損害

本保険のてん補の対象となる損害は次のとおり

- ◇ 損害賠償金  
治療費(修理費)、慰謝料、逸失利益等被害者への賠償責務弁済の金額
- ◇ 応急手当等の費用  
応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ◇ 争訴費用
- ◇ 訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用、弁護士費用
- ◇ 初期対応費用  
初期段階のお見舞い費用、事故現場への派遣費用など
- ◇ 交差責任担保特約  
各被保険者(貴連盟)につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなす

#### 5. てん補限度額

- ◇ 対人賠償 対物賠償共通 : 期間中限度額 1億円(免責金額 0円)
- ◇ 初期対応費用 : 1事故限度額 300万円(見舞金は、被災者 1名当たり 10万円)

### 事故が起きたときの対処

- ◇ 人身事故の場合は、すぐに応急手当をして下さい。
- ◇ 事故発生後、直ちに株式会社プラニへ御連絡下さい。

担当: 西山

TEL: 0120-37-0243、075-353-2200

FAX: 075-353-2219

所在地: 京都市下京区五条通西洞院西入平屋町 420 RMビル 3F

御連絡が遅れますと、賠償責任保険での対応ができない場合がございますので、ご注意下さい。

- ※ 賠償金額の決定は、事前に保険会社での承認が必要となりますので、事故処理については必ずご相談下さい。ご相談されずに示談金や賠償金をお支払いになった場合、その一部または全額お支払いできない場合もありますのでご注意下さい。

### 保険金請求手順

- ① まずは、株式会社プラニまで電話かFAXにて事故のご報告を下さい。
- ② 保険金支払いの対象となるかを確認させていただきます。
- ③ 保険金請求に必要な書類を郵送させていただきます。
- ④ 必要事項をご記入の上、ご提出下さい。

### 注意事項

- ※ 当保険は、賠償責任保険であり、損害賠償責任が発生した場合には治療費・通院交通費・慰謝料などが支払われますが、責任割合等に基づき必ずしも全額が支払われるとは限りません。また、被害者との間で損害賠償に係わる示談書を交わしていただくこととなります。
- ※ 治療費が10万円を超過した場合は、「診療報酬明細書」が必要となります。